

# 第1章 はじめに



# 第1章 はじめに

## 1 プラン策定の背景と目的

本市では、令和4年3月に緑の基本計画である「第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」（以下、「第二次ハーモニープラン」という。）を策定し、都市内の緑地の保全や緑化の推進に取り組んでおり、基本方針の1つとして「街路樹などの身近な緑を育成・創出し、うるおいと彩りを与える花と緑の機能を拡充するとともに、南国・鹿児島らしいうるおい空間の創出を図る」ことを掲げています。

一方、本市の街路樹の多くは、植栽後40年以上が経過し、大木化・老木化しており、落ち葉の処理、根による舗装の持ち上げ（根上がり）や污水管への侵入など、様々な問題を発生させています。また、全国的にも街路樹の倒木や枝折れ等による事故が発生しており、街路樹の安全性が求められています。

このことを踏まえ、第二次ハーモニープランにおいても、「街路樹等の再生、質の転換」に取り組むことを掲げており、今後も、うるおいのある都市空間を創出するとともに、街路樹の健全性を保持し、安全性を確保しながら、将来にわたって持続可能な緑の快適環境を継承するためには、周辺のまちなみの状況や歩行空間に適した樹種への植替、安全性を考慮した適正配置など、計画的な街路樹の再生、質の転換に取り組む必要があります。

そこで、本市における今後の長期的な街路樹再生の指針となる「鹿児島市街路樹再生プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定するものです。



【落ち葉の状況】



【根による舗装の持ち上げの状況】



（写真提供：熊本市）

【倒木事故の状況】



（写真提供：曾於市）

【枝折れ事故の状況】



## 2 プランの位置付け

本プランは、緑の総合的な計画である第二次ハーモニープランなどの上位計画と整合を図るとともに、関連計画との連携を図り、本市における今後の長期的な街路樹再生の指針として位置付けます。

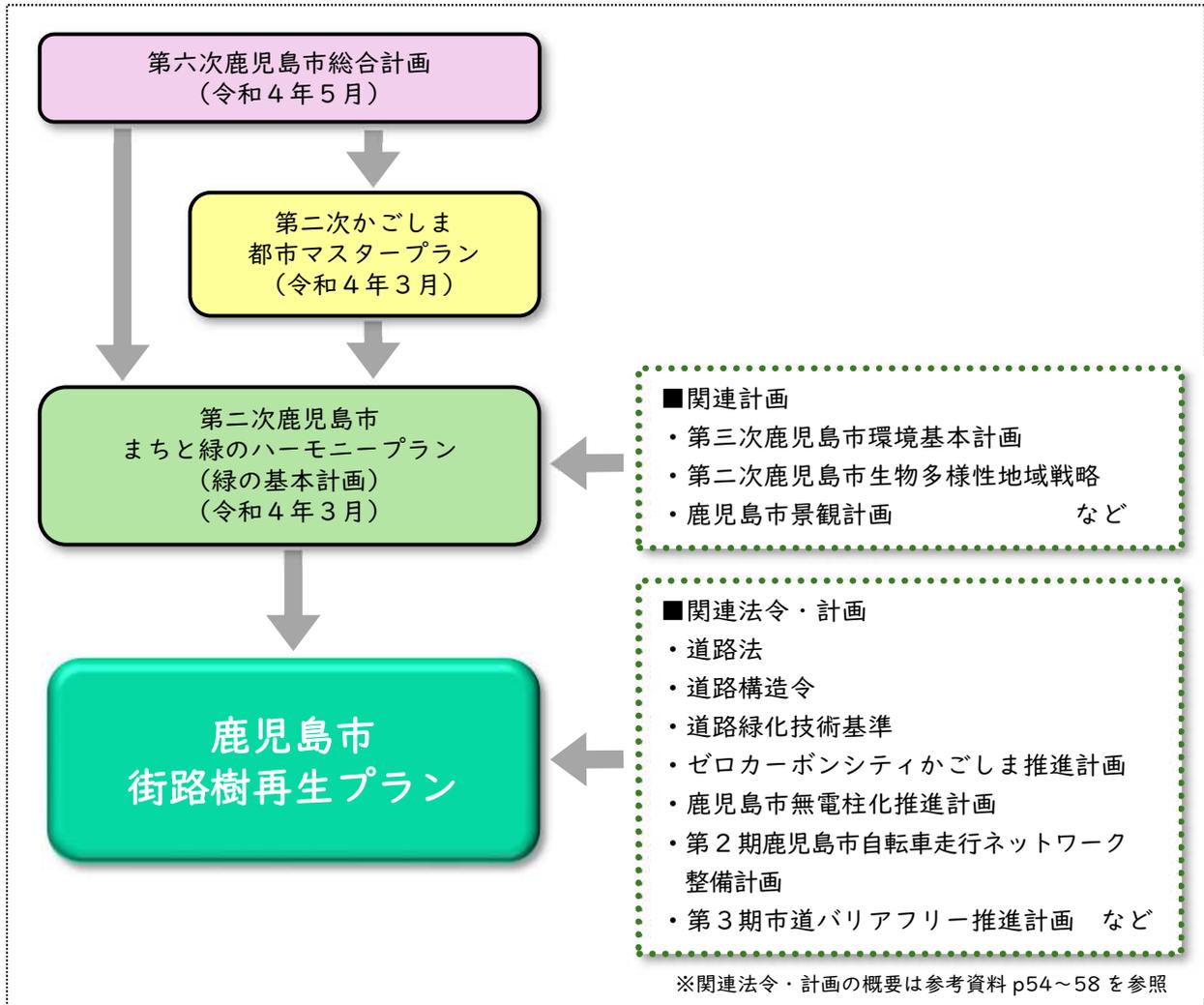


図 1-1 プランの位置付け

### ■SDGs との関連

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、本プランでは、関連の深い4つのゴールの達成に向け、街路樹の再生に取り組みます。



・SDGs：参考資料の用語解説 p59 を参照

### 3 街路樹とは

#### (1) 街路樹の定義

街路樹は、「道路管理者の設ける道路上の並木」であり、「道路の附属物」と規定されています（道路法第2条第2項第2号）。

街路樹は、高木、中木、低木等からなり、植樹帯や植栽柵などへ植栽されています。

街路樹は道路施設の1つであることから、車両や歩行者の安全性の確保、建築限界や他の道路附属物等との競合に留意する必要があります。

#### 用語の定義

##### ■街路樹の種類に関する主な用語

- ・高木：主に並木などの単木として使用する樹高が3m以上の樹木
- ・中木：主に列植や群植として使用する樹高が1m以上3m未満の樹木
- ・低木：主に列植や群植として使用する樹高が1m未満の樹木

##### ■植栽する場所に関する主な用語

- ・植樹帯：高木や低木等を植栽するために、縁石などで区画して設けられる帯状の部分
- ・植栽柵：主に高木を植栽するために、縁石などで区画して設けられるマス状の部分





## (2) 街路樹の機能・効果

街路樹は、多くの機能を有しており、特に、植物という生きものが主要な構成要素であることから、「親しみ」、「潤い」、「やすらぎ」という特有の効果をもたらすことが特徴です。また、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成や沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保などの機能を総合的に発揮させることにより、道路空間や地域の価値向上に寄与すると言われています。



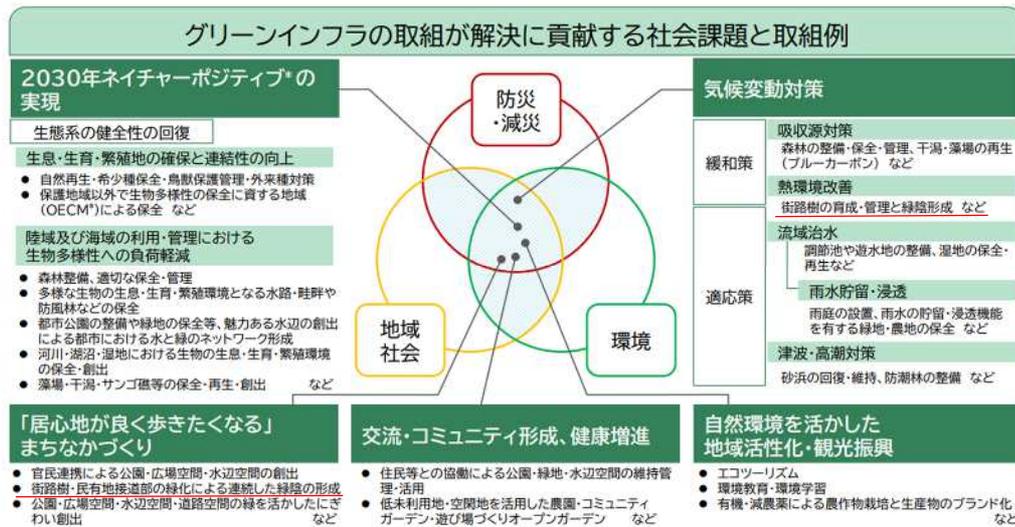
出典：道路緑化技術基準・同解説（平成 28 年 3 月、公益社団法人 日本道路協会）

・緑陰：参考資料の用語解説 p60 を参照  
・ヒートアイランド：参考資料の用語解説 p60 を参照

### (3) 街路樹を取り巻く最近の動向

#### ■グリーンインフラ

社会資本の整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組が推進されています。街路樹も、歩行者空間の快適性向上や賑わいの創出、都市の生物多様性の保全や雨水浸透機能の向上などに寄与することから、グリーンインフラの取組の1つとされています。

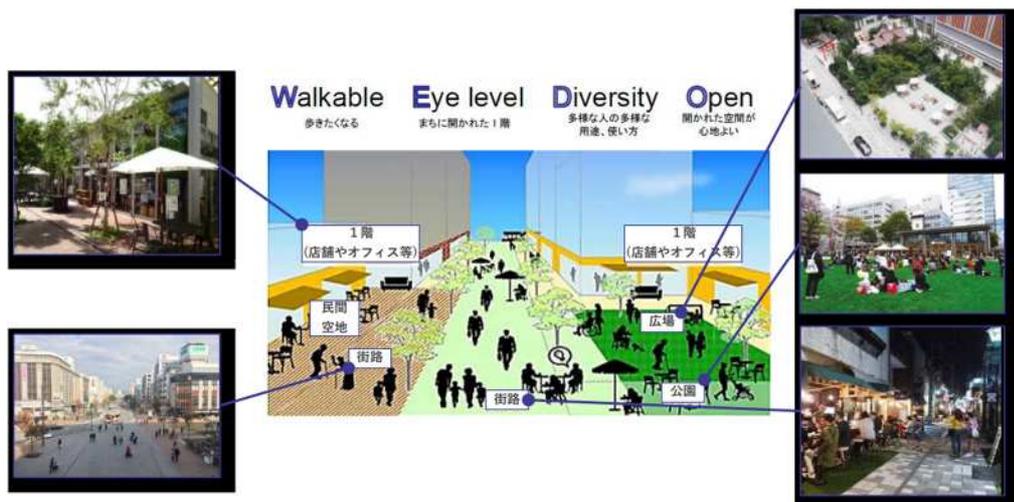


出典：グリーンインフラ実践ガイド（令和5年10月、国土交通省）

#### ■ウォークブルなまちづくり

道路空間を車中心から「人中心」の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場としていく「ウォークブルなまちづくり」の先進的な取組が進められています。

道路空間の利活用に関して、国が推進する「居心地が良く歩きたくなるまちなか創出」の動きを踏まえ、街路樹を介した人を惹きつける居場所づくりの検討が求められています。



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ

出典：「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン（令和4年4月、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム）

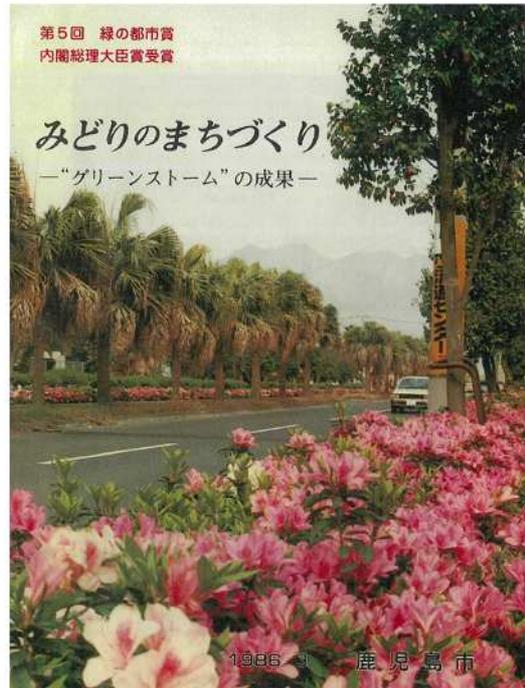


## 4 鹿児島市の街路樹の沿革

本市の都市緑化の取組は、戦災復興都市計画事業による道路が整備されたことによって本格的に始まりました。

その街路樹の樹種の選定を昭和 26 年から 27 年の間に市内の有識者によって検討され、市電の走る道路など幅員が 36m 以上の幹線道路には、郷土の代表的な樹木であるクスノキを植栽し、これが現在の街路樹の骨格になっています。

また、市街地の宅地化の進展により減少した緑を取り戻そうと、昭和 52 年から 61 年の 10 年間の計画期間とした「グリーンストーム作戦」は、道路を中心とした緑化事業として行われました。この事業は、「美しい街をつくること」、「生き物をいつくしむ、自然愛護の心を育てること」、「市民自ら額に汗して築く手作りの街、すなわち市民参加と連帯の街づくりを進めること」の 3 つを目的に展開され、道路だけではなく、公共施設の緑化や学校の緑化などが進められました。当初 10 年間の見込で立てた総事業費を 7 年目の昭和 58 年に実施額が大きく上回るほど積極的に展開され、昭和 61 年度末までに、事業費に 26 億円がすぎ込まれ、植栽本数は約 75 万本（国、県、市道を含む）に達しました。この事業は、昭和 60 年に第 5 回緑の都市賞（内閣総理大臣賞）を授賞しています。これによって緑の量的拡大が図られ、花と緑につつまれた都市空間が創出され、また、緑の重要性が市民に意識されました。



その後も積極的な都市緑化に努め、着実に街路樹本数が増加しましたが、中高木については、平成 20 年頃をピークに、減少に転じています。

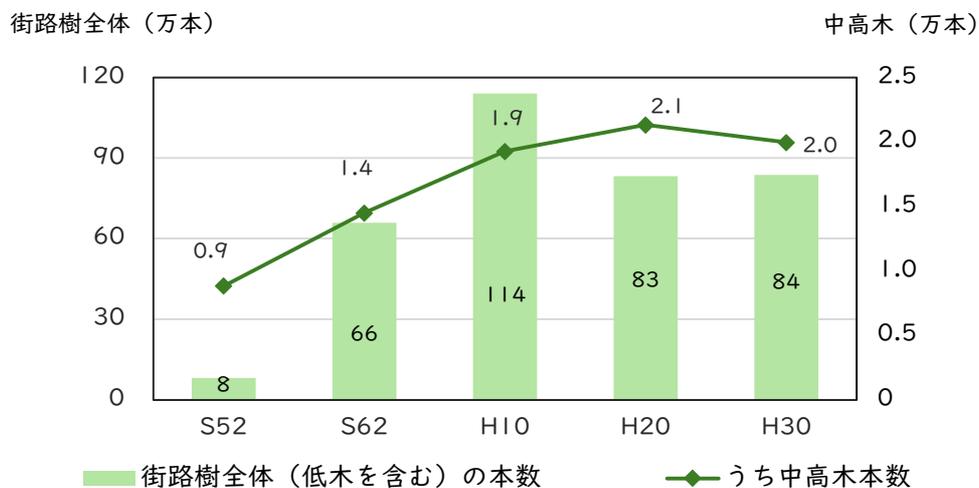


図 1-2 市道における街路樹本数の変遷